

# 静岡県教育委員会

## 議事録

平成 30 年度 第 12 回定例  
11 月 7 日（水）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 30 年 11 月 7 日に教育委員会第 12 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 30 年 11 月 7 日（水）	開会	13 時 30 分
			閉会	15 時 20 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	教 育 長 木 苗 直 秀 委 員 渡 邊 靖 乃 委 員 斉 藤 行 雄 委 員 藤 井 明 委 員 加 藤 百合子 委 員 伊 東 幸 宏		

事務局（説明員）	鈴 木 一 吉	教育部長
	松 井 和 子	教育監
	渋谷 浩 史	理事（総括担当）
	赤 石 達 彦	理事兼社会教育課長
	若 月 伸 隆	教育総務課長
	赤 堀 健 之	教育政策課長
	木 野 雅 弘	財務課長
	須 山 智 佐子	福利課長
	宮 崎 文 秀	義務教育課長
	小野田 裕 之	高校教育課長
	山 崎 勝 之	特別支援教育課長
	名 雪 元	健康体育課長
	中 川 好 広	文化財保護課長
	山 田 貞 己	静東教育事務所長
	太 田 修 司	静西教育事務所長
	三 科 守	中央図書館長
	塩 崎 克 幸	総合教育センター所長
	大 石 正 佳	教育総務課参事
	持 山 育 央	高校教育課人事監

#### 4 その他

- (1) 第 23、24、25、26、27 号議案は原案通り可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。  
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。  
第25、26、27号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、  
異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教 育 長： それでは、25、26、27号議案は非公開とする。

**第23号議案 平成31年度静岡県立高等学校生徒募集計画**

教 育 長： 第23号議案「平成31年度静岡県立高等学校生徒募集計画」について、  
小野田高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 県内中学校の卒業予定者数が、33,863名となっているが、この全員  
が県立の高校に進学する前提ではないということで良いか。

高校教育課長： そうである。まず、中学校の卒業予定者数を出し、過去の実績を基に  
した通信制を除く進学率を参考に、数字を算出している。

藤 井 委 員： その中卒者の進学率は何%か。

高校教育課長： 95.8%である。

藤 井 委 員： では、残りの4.2%は進学をしない生徒か。

高校教育課長： 95.8%には、通信制は含まれていない。通信制を含めた進学率は、去  
年の実績値となるが約99%となる。

藤 井 委 員： 1%程度が中卒で進学せず就職しているということか。

高校教育課長： そうである。

伊 東 委 員： 資料を見ると、入学所予定者数の2/3を効率が受け入れとなってい  
るが、県内の私立高等学校の充足状況はどんな状況か。

高校教育課長： 公立は2/3までという受け入れの制限が掛かっているが、私立には掛  
かっていないため、私立の募集定員は大きめな数を置いている。

教 育 部 長： 高校教育課長から説明をしたとおり、定員を課題に積んでいる学校も  
あるため、定員に対する充足率だけを見ても難しい部分があるが、かな  
りの数の学校が定員割れをしている。その一方で定員を大きく上回って  
いる学校もある。

伊 東 委 員： 私学が定員を大きくする理由として、助成金は関係するか。

教 育 部 長： 助成金は関係しない。ただ、大きく生徒の受け入れをしたいというこ  
とであると思う。

高校教育課長： 今年の例では、私立学校の定員割れについて、募集定員と入学者数の

差は1,200名を超えている。大きいところでは、130名ほど定員割れとなった。私立の高校は43校あるが、その内30校程度が定員割れをしている。

藤井委員：私立学校の話ではあるが、行政という立場から見た場合、教育という分野の話であることは間違いないため、経営が県ではないとしても、私立学校の情報について、詳細に掘んでいく必要があると思う。

教育部長：私立学校は今後無償化が予定されているため、経済的な面では公立学校と遜色ない形となる。そうなると、私立学校の方が、フォローが手厚いという認識になれば、入学者数が流れることは十分あると思う。

高校教育課長：再来年から私立学校が無償化となる予定である。今後10年間で子どもの数が4,000人減っていくという中で、私立学校の無償化は、多大な影響が生じると考えている。事務局だけではなく、県の校長協会や私学協会においても、毎年度募集定員について協議を重ねているが、無償化や少子化といった点を見据えて、中長期的な観点から公立・私立それぞれの在り方について検討していくべきという認識を持っている。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第23号議案を原案のとおり可決する。

#### 第24号議案 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則

教育長：第24号議案「静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則」について、小野田高校教育課長より説明願う。

高校教育課長：〈議案についての説明〉

教育長：質疑等はあるか。

伊東委員：来年も再来年もこの件については審議する予定か。

高校教育課長：そうである。

伊東委員：第23号議案と連動している話であるため、もっと効率的なやり方を検討することはできないか。

高校教育課長：伊東委員の御指摘について、検討を行い、来年度は改善する。

教育長：他に質疑等はあるか。

全委員：（特になし）

教育長：本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全委員：（異議なし）

教育長：第24号議案を原案のとおり可決する。

## 報告事項 1 平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果

- 教 育 長： 報告事項 1 「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」について、宮崎義務教育課長、小野田高校教育課長より説明願う。
- 関 係 課 長： <報告事項についての説明>
- 教 育 長： 質疑等はあるか。
- 藤 井 委 員： いじめの解消率が低いことについて、特別問題視する必要はないと文部科学省が言っているようだが、その根拠は何か。
- 義務教育課長： いじめが安易に解消したと判断しないようにということである。いじめの背景や状況を鑑みながら、いじめが止まっているからといって解消したと見なさないようにという意図である。
- 藤 井 委 員： 最初からそのように記載すれば良いと思う。特別問題視する必要はないという表現は誤解を招く。
- 渡 邊 委 員： いじめは、一度治まったように見えても、何かをきっかけに再度始まってしまうということは、やはりあると思う。解消率にこだわらないという点においては、静岡県は早くから軽微なものも挙げていく形だったのは良かったと思う。やはり、今回のいじめにしても、不登校にしても、学校と家庭だけでは対応しきれない部分があり、子どもだけの問題ではなく、取り巻く大人たちに問題があったりということも考えられる。常々感じているが、こういうことの解決にこそ、総合教育会議のような場で、様々な立場の方からお知恵を拝借しながら、取り組んでいければいいと思う。
- もう 1 点、高校の全日制中途退学者が増えてしまったが、中学校において不登校気味だった生徒が、評判の良いフリースクールのようなところに行きたいと思っても、人気が高く入れないため、やむを得ず全日制を選択せざるを得なかったという話を聞いたことがある。全日制が合わなかったから退学するという選択肢だけではなく、可能であれば、定時制や通信制に移ることができるといった柔軟な対応が取れれば、細く長く見守っていくことができるのではないかと思う。
- 藤 井 委 員： 以前、移動教育委員会で視察した富士市の取り組みについて、いじめにあった子や、不登校の子の居場所をしっかりと提供して、きめ細かいカウンセリングをしていくという取り組みは、非常に効果的であると思う。いじめも不登校も、増加傾向にあるため、県全体で富士市の好事例を参考に、力を入れて具体策を講じていく必要があると思う。
- 教 育 長： 藤井委員の御意見のとおり、様々な事例を参考にしながら、前を向いて対応をしていくべきであると思う。
- 藤 井 委 員： 参考までに確認したいが、いじめと不登校は増加傾向にあるが、小学校・中学校における学年ごとの統計数値はあるか。例えば、小学校 1 年生と 6 年生では、肉体的にも精神的にもかなり状況が異なると思うが、学年層ごとの特徴のようなものはあるか。

高校教育課長： 高校については、いじめも不登校も1年生が一番多い状況である。

義務教育課長： 中学校の不登校については、不登校などは長期化することがおおい  
ため、学年を積み重ねるごと増えていく傾向にある。いじめについては、  
学年ごとの集計が手元にないため、後日資料を作成する。

藤井委員： 不登校から復帰する子は少ないということか。

義務教育課長： 30日以上長期化してしまうと、復帰しづらくなってしまいうとい  
ことが多い。いじめに関しては、平成29年度の状況で言うと、小学校1年  
生が976件、2年生が1,371件、3年生が1,329件、4年生が1372件、5  
年生が1169件、6年生が812件、中学1年生が1619件、2年生が992件、  
3年生が441件である。

藤井委員： 承知した。過去も含めて統計で見えていくと読み取れることがあるよう  
に思う。

教育長： 不登校は、やはり長期化に及ぶことも多いため、何とかしたいという  
思いがある。データについて、件数だけでなく、中身を知っていく必  
要があると思う。他に意見は無いか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項1を了承する。

## 報告事項2 知事褒賞授与対象者の決定

教育長： 報告事項2「知事褒賞授与対象者の決定」について、小野田高校教育  
課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 第1期というのは、今年度の4月から9月までか。

高校教育課長： そうである。

藤井委員： その期間の間に実績を上げた生徒ということで良いか。

高校教育課長： 最終学年の生徒に授与するものであるため、1年生、2年生時の実績  
も加味して、対象者を決定する。10月以降、下半期において全国大会  
等で活躍した生徒については、もう一度今年度内に推薦を受け付ける。

藤井委員： 12月14日まで推薦を受け付けるとあるが、12月15日以降につい  
ては、対象にならないのか。

高校教育課長： 最終学年の生徒のみが対象となるため、12月以降については、対象  
としていない。

藤井委員： 2年生時に全国大会で優勝した場合、対象とはならないということか。

理事(総括担当)： 知事褒賞は、3年間の成績を総合的に見るものとなっている。単年  
度のものについては、教育委員会表彰等別の表彰で対応している。特に、  
知事褒賞は、3年間の学業成績も含めて、トータルで評価しており、実  
学系の生徒のみを対象とした表彰である。

藤井委員： それはそれで良いと思うが、表彰は乱発すべきものではないと思うが、  
現状は絞り過ぎてしまっている気がする。頑張った生徒はどんどん褒め

ていっても良いのではないかと思う。

理事（総括担当）： 表彰には他にもいくつかあり、先ほど説明した教育委員会表彰や、高体連や文化連盟の表彰もあるため、段階に応じて表彰を行っている。知事褒賞は、実学系の最高の賞として位置付けをしている。

藤井委員： 先日の移動教育委員会で、掛川西の素晴らしい研究発表については、どこかで表彰を受けるのか。

理事（総括担当）： あの研究発表については、文部科学大臣賞を受賞しているため、教育委員会表彰の対象となる。

藤井委員： 知事褒賞の対象とはならないか。

理事（総括担当）： 普通科高校の取り組みとなるため、知事褒賞の対象とはならない。ただ、生物学オリンピックで金メダルを取った生徒くらいになると、単独で知事褒賞の対象となる。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

教育長： 報告事項2を了承する。

### **報告事項3 平成31年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成31年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施**

### **報告事項4 平成31年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成31年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項**

教育長： 報告事項3「平成31年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成31年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考の実施」報告事項4「平成31年度静岡県立特別支援学校高等部入学者選考及び平成31年度静岡県立特別支援学校（視覚障害）高等部専攻科入学者選考に関わる要領及び要項」について、山崎特別支援教育課長より2件続けて説明願う。

特別支援教育課長： <報告事項についての説明>

教育長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 訪問教育について、どこにあってどういった教育を行っているのか、もう少し詳細に説明願いたい。

特別支援教育課長： 小・中・高それぞれ訪問教育は実施しているが、障害の状況により通学することが困難である児童生徒については、教員が自宅、あるいは入院している病院を訪問して実施している。

藤井委員： その対象者は、何名程度いるか。

特別支援教育課長： 小・中・高、合わせて141名おり、その内23名が高等部の在籍である。23名の内、在宅が8名、施設が15名である。以前より、スクールバスの充実や医療的ケアの実施により、過去から比較すると対象者は減少している。

藤井委員： 141名もの生徒に教えるためには、相当数の教員が必要になると思う

が。

特別支援教育課長： どちらかというところ、自宅に向かうよりは、病院で複数人が居るところで実施することの方が多。

齊藤委員： 訪問先に行ってどの程度実施するのか。

特別支援教育課長： 子どもにも抛るが、1コマ2コマ程度である。年に数回であれば、本校に通うことができる生徒もいるため、そういった場合は、スクリーニングの形を取って、一緒に授業を受けることもある。

伊東委員： そういう所にITを導入できれば良いが。

藤井委員： 遠隔授業のようなものは、導入できていないか。

特別支援教育課長： できていない。病院となるとセキュリティー上、そういったシステムは組みにくいという意見をもらうことがある。

伊東委員： 本来は、病院側が整えるべき話であるように思う。

教育長： 他県の状況を見ていくと良いかもしれない。

特別支援教育課長： 実際にそういった取り組みを始めている県もあるようである。

教育長： 他に質疑はあるか。

全委員： (特になし)

教育長： 報告事項3及び4を了承する。

(会議の非公開)

教育長： 会議を非公開とする。傍聴人は退席願う。

**<非>第25号議案 教職員の懲戒処分**

**<非>第26号議案 教職員の懲戒処分**

※ 非公開

**<非>第27号議案 教育委員会委員の辞職**

※ 非公開

教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。  
これをもって、平成30年度第12回教育委員会定例会を閉会とする。